

秋田県公報

告 示

秋田県告示第五百三三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十年十一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 作業の種類

- (一) 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)
- (二) 基本測量(電子基準点への標高取付水準測量)

二 作業を行う地域

- (一) 横手市
- (二) 横手市、湯沢市、由利本荘市、雄勝郡羽後町及び東成瀬村

三 作業を行う期間

平成二十年十二月三日から平成二十一年三月三十一日まで

秋田県告示第五百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年十一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	北秋田市阿仁幸屋渡字鳥坂一番三地先から二三番七地先まで
		北秋田市阿仁幸屋渡字鳥坂七八番二地先から五六番地先まで

二 供用開始の期日 平成二十年十一月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十一月二十五日から同年十二月八日まで

秋田県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十年十一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

目 次

告示

- 基本測量実施の通知(五〇三・建設管理課)……………1
- 道路の供用開始(五〇四・道路課)……………1
- 道路区域の変更及び供用開始(五〇五・道路課)……………1

公告

- 県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部)……………1
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………1

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		A	B		
県 道	新	旧	屋布沖田面線	北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ一六五番一地先から二二番一地先まで		五・〇〇〇〜一一・五〇〇	〇・二二五
				北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ一六五番一地先から二二番一地先まで		五・〇〇〇〜一一・五〇〇	〇・二二五
				北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ三四番一から二三番まで		三・〇〇〇〜一一・〇〇〇	〇・一〇四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成二十年十一月二十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十一月二十五日から同年十二月八日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定め、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十一月二十五日

一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺 田 典 城
県営土地改良事業(蟹沢地区経

営体育成基盤整備事業(区画整理)換地計画書の写し
二 縦覧期間 平成二十年十一月二十六日から同年十二月二十四日まで
三 縦覧場所 北秋田市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から次のとおり役員

